

令和3年1月7日（木）

業者各位

さいたま市民医療センター  
院長 百村 伸一

### 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る立入禁止措置について

新型コロナウイルス感染拡大防止ならびに緊急事態宣言発令の観点から、当面の間、取引業者の方々につきましては原則的に施設内立入禁止とさせていただきます。

ただし、納品や機器、設備修理など、当センターからの要請のもと来院される場合はこの限りではありません。

また、用務は必要最低限の人数、時間で行っていただき、用務先以外の部署には立ち寄りせず速やかに退出下さいますようお願いいたします。

ご不便おかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。